

港区立大平台みなと荘の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）と株式会社エムアンドエムサービス（以下「乙」という。）は、令和4年3月24日付けで締結した「港区立大平台みなと荘の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第53条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第20条について、次のように改める。

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

2 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月1日

甲 港区芝公園一丁目5番25号

港 区

港 区 長 武 井 雅 昭

乙 大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番26号

大阪グリーンビル8階

株式会社エムアンドエムサービス

代表取締役 小 池 悟